

令和6年度

シラバス

5年次

臨床実習（ポリクリ）



日本大学松戸歯学部

目 次

1.	目 次	
2.	誓 約	
3.	臨床実習に際して-----	1
4.	臨床実習の実施方法-----	3
5.	令和6年度臨床実習の成績評価方法-----	4
6.	臨床実習（ペア実習）について -----	6
7.	臨床実習（ポリクリ）について -----	7
8.	ポリクリガイダンス -----	8
9.	ポリクリ日程 -----	9
10.	ポリクリシラバス	
	（1）総合歯科診療科（初診）-----	11
	（2）放射線科-----	12
	（3）保存科（修復）-----	13
	（4）保存科（歯内）-----	14
	（5）歯周科-----	15
	（6）補綴科-----	16
	（7）口腔外科-----	17
	（8）小児歯科-----	18
	（9）麻酔・全身管理科-----	19
	（10）特殊歯科-----	20
11.	ポートフォリオ-----	22
12.	病院内ならびに診療室内における服装・装備等について-----	27
13.	個人情報保護方針-----	30

臨床実習を始めるにあたっての誓い

登院に際し、

1. 私は、適切な歯科医療をおこなうための知識、技能、態度の修得に最大限の努力を惜しまないことを誓います。
2. 私は、医療従事者の一員として適切な言動、清潔な身なりを心がけるとともに、組織の規律を遵守することを誓います。
3. 私は、患者の個人情報を漏洩・紛失しないよう最大限の注意を払うことを誓います。
4. 私は、指導教員の指示に従い、受けた指示を十分理解して行動することを誓います。

令和___年___月___日 署名 _____

SD 章とは

「SD 章」とは、Student Dentist 章のことです。臨床実習を行う学生はSD と称し、登院許可を証明する「SD 章」(徽章) を付けます。「SD 章」は写真入りのネームプレートで、教職員のネームプレートとほぼ同じものです。

「SD 章」の目的は、上記の誓詞に記載された歯科医師になることの決意と医療人として守るべきこと、そして果たすべき責任をしっかりと自覚して、臨床実習に臨むことが期待されています。歯科医師としてのあり方 (Professionalism) をよく考えて臨床実習に臨んでください。

病院長

臨床実習を始めるにあたっての誓い

登院に際し、

1. 私は、適切な歯科医療をおこなうための知識、技能、態度の修得に最大限の努力を惜しまないことを誓います。
2. 私は、医療従事者の一員として適切な言動、清潔な身なりを心がけるとともに、組織の規律を遵守することを誓います。
3. 私は、患者の個人情報を漏洩・紛失しないよう最大限の注意を払うことを誓います。
4. 私は、指導教員の指示に従い、受けた指示を十分理解して行動することを誓います。

令和___年___月___日 署名 _____

SD章とは

「SD章」とは、Student Dentist 章のことです。臨床実習を行う学生はSDと称し、登院許可を証明する「SD章」(徽章)を付けます。「SD章」は写真入りのネームプレートで、教職員のネームプレートとほぼ同じものです。

「SD章」の目的は、上記の誓詞に記載された歯科医師になることの決意と医療人として守るべきこと、そして果たすべき責任をしっかりと自覚して、臨床実習に臨むことが期待されています。歯科医師としてのあり方 (Professionalism) をよく考えて臨床実習に臨んでください。

病院長

臨床実習に際して

1. 院内における心得

- 1) 臨床実習は、これまで学んだ基礎知識をもとに歯科医療の実技とその修練を行うものである。特に患者を対象とするため院内においてはこの心得を守り行動しなければならない。
- 2) 学生（以下院内生という）は臨床実習に際し教員の指示に従い、受けた指示を十分理解して行動すること。
- 3) 院内生は指導担当医の指示なく診療行為を行ってはならない。
- 4) 院内の清潔維持に常に心がけること。
- 5) 臨床実習においては各自衛生を重んじ、頭髮、口腔等身体の清潔に留意すること。
- 6) 患者に対しては親切丁寧に接すること。怠慢や不親切のために患者に迷惑をかけてはならない。
- 7) 臨床実習において機械器具等は丁寧に取扱い、保存、管理に十分注意すること。
- 8) 携帯電話・携帯端末等は院内に持ち込まない。
- 9) 診療衣のまま学外に出ないこと。診療衣のままコンビニに行かないこと。
- 10) 臨床実習時間中に、正答な理由なく学外に出ないこと。
 - 11) マニキュア、指輪、ピアス、イヤリング、腕時計、つけまつげ、香水、カラーコンタクト、タトゥーなどは禁止。
 - 12) 茶髪、ヒゲは認めない。また、髪は束ねて帽子の中に入れて、垂れないようにする。

2. 院内における諸注意事項

1) 服装

- ① 院内生の服装は規定の白衣及び診療帽、マスク（無駄に使用しない）を着用し、また白の上靴を履くこと。
- ② 診療衣は上下ともケージーとし、常に清潔なものを着用すること。
- ③ 臨床実習時間中の私服は禁止。
- ④ 個人防護用のアイガードは各自で購入し用意すること。

2) 掲示

掲示は、教室および院内生技工室入口の院内生用掲示板に掲示するので見落しのないよう注意すること。

3) 出欠席について

- ① 院内生は講義および担当患者の有無を問わず臨床実習期間中は毎日出席すること。
- ② 臨床実習期間中は無断で外出してはならない。
- ③ やむを得ない事故、または病気等により欠席するものは、臨床実習開始までに学生課 or 教務課へ電話その他で通知すること。欠席届は、前項の通知にかかわらず、欠席日より3日以内に教育主任に提出すること。傷病による欠席の場合には、医師の診断書を添付して提出すること。
- ④ 遅刻は認めない。
- ⑤ やむを得ず遅刻したとき、あるいは早退するときは、届を提出すること。

4) 患者個人情報の取り扱いについて

- ① SD ファイル等の患者医療情報が記載されている書類（以下、患者情報という）の管理は紛失、破損などが起きないように十分に気を付けること。

- ② 患者情報を学外に持ち出してはならない。
- ③ 患者情報が必要でない時は、必ず教室ロッカーに保管すること。
- ④ 患者情報等の紛失に気付いた時(SD ファイルを紛失した時)は、直ちに5年クラス担任主任に報告すること。
- ⑤ SD ファイルを含め、患者情報(カルテ ID, 氏名, 住所, 電話番号等)はどこにも記載しないこと。
- ⑥ SD ファイルの紛失や患者情報の学外への漏出等の事故が明らかになった場合、学生自らによる事故報告書の作成、患者への説明・謝罪、病院長への反省書等が必要となる場合があり、SD 診療の評価の大幅な減点対象となる。

5) 電話の使用について

臨床実習において学外に電話する場合は、病院業務に支障をきたさないように受付、または2階コンサルテーション室の電話を使用すること。

6) 喫煙禁止(電子タバコ含む)

7) エレベーターについて

院内生のエレベーター使用を禁ずる(体調不良時はクラス担任主任の許可により認める)。

3. 技工室

- 1) 院内生は技工室を使用することができる。
- 2) 各自常に整理整頓をし、清潔に保つよう心掛けること。
- 3) 使用した学生(班)が責任をもって使用後に清掃を行う。
- 4) 補充材料はクラス担任主任または医員(Dr. 松根)に申し出ること。
- 5) 技工機の引出し等は個人的に利用できない。

臨床実習の実施方法

I. 4月 ポリクリ

II. 5月1日～3月31日

1. 実習のシステム

- 1) 12班のグループ制にて行う。
- 2) 通年を10期に分割する(1-A, 1-B, 1-C, 2-A, 2-B, 2-C, 3-A, 3-B, 3-C, 最終)。
- 3) 各グループは、期間単位で配属表に従いローテイトする。

2. 各診療科の臨床実習

- 1) 通年を通して、補綴科、保存科、歯周科、口腔外科、麻酔・全身管理科、矯正歯科の各班毎の配属にて臨床実習を行う。
- 2) 総合歯科診療科、臨床検査科、放射線科、小児歯科、および特殊歯科(院内)は、個別の配属にて行う。
- 3) 口腔インプラント科、顎関節・咬合科(痛み外来)および健康増進歯科は、補綴配属期間中のアポイントにて行う。「その他配属」では原則認めない。
- 4) SD診療患者の診療は、担当医員とのアポイントにて行い、配属とは無関係に優先して行う。(各診療科担当者は、追実習の機会を与える。)
- 5) 特殊歯科の学外研修は、実施する場合、配属・SD診療とは無関係に行い、最優先とする。

3. SD ファイル

SD診療における自験、介助、見学等の実習内容の記録として、各診療部の指示により使用する。SDファイルに患者の氏名、住所、電話番号等は記載してはならない。カルテIDではなく、通し番号を記入すること。SDファイルが必要でない時は必ず教室ロッカーに保管すること。

4. アポイント帳

診療のアポイントに際して予約検印を受け、診療時あるいは診療後に指導医員に終了検印を受ける。予約・終了検印の両者をもって評価対象となる。見学・介補の際も同様に指導医員欄に検印を受ける。なお配属表に配属先の科が記されている場合は、アポイント帳の検印は必要としない。

5. 新患担当

1名の患者を新しくSD診療患者として担当する。診療等の記録はSDファイルに記載し、各担当医員の検印を受ける。配当は、初診の配属時に行い、配当2週間後にカンファランスを行う。なお、診療が中止等になった場合は追加で配当する。

6. SD 診療患者

新患担当患者および引継SD診療患者とあわせて約2名の患者をSD診療患者として担当する。実習期間中に終了、中止等の場合は治療計画書の変更手続き等を治療計画室に必ず届け出ること。キャンセル、中止の経緯もわかるようにSDファイルに記載すること。なお、SD診療患者の診療記録はSDファイルに記載し、患者の情報が記載されているため、臨床実習ファイルとは別に管理し、十分注意すること。

7. 出欠席について

午前 月～土曜 8:35 202 教室

午後 月～金曜 17:00, 土曜 13:00 202 教室 or 病院清掃配属先

朝出欠席調査時は院内白衣に着替えておくこと。着替えていない場合欠席とみなす。

注) 臨床実習の実施方法についての詳細は日程表を参照のこと。

令和6年度5年次臨床実習成績評価方法

1 評価

- (1) 臨床実習の評価項目は、各診療科におけるローテーションポリクリ、ポートフォリオ、配属先各診療科における臨床実習、SD (Student Dentist) 診療および診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験とする。
- (2) 臨床実習の評価項目と重み付けを下記に定め、総合評価をもって行う。

2 評価項目と評価割合

(1) 臨床実習

- 1) ローテーションポリクリ (5%)
- 2) ポートフォリオ (10%)
- 3) 配属先各診療科における臨床実習 (シミュレーション実習を含む) (55%)
- 4) SD 診療 (20%)
- 5) 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 (Post Clinical Clerkship Performance eXamination : PostCC-PX)
 - ① 臨床実地試験 (Clinical Practical eXam : CPX) (5%)
 - ② 一斉技能試験 (Clinical Skills eXam : CSX) (5%)

(2) 配属先各診療科における臨床実習

- 1) 保存科
- 2) 歯周科
- 3) 補綴科 (口腔インプラント科を含む)
- 4) 口腔外科
- 5) 総合歯科診療科 (顎関節・咬合科, 健康増進歯科を含む)
- 6) 放射線科
- 7) 矯正歯科
- 8) 小児歯科
- 9) 麻酔・全身管理科
- 10) 臨床検査科
- 11) 特殊歯科 (地域医療実習を含む)
- 12) 院内研修会

3 評価基準

- (1) 評価方法はいずれも 100 点法で行う。
- (2) 2-(1)-1~4), 5)-①, 5)-②の評価項目中、1 項目において 60 点未満の評価があった場

合、臨床実習の評価は 60 点未満とする。

- (3) 2-(1)-5-①, 5-②は共用試験評価実施機構による合格基準で判定し、不合格の場合、評価は 60 点未満とする。
- (4) 2-(2)-1～11)の評価項目中、1 診療科において 60 点未満の評価があった場合、2-(1)-3)の評価は 60 点未満とする。

4 出欠席

- (1) 臨床実習期間中は、原則として欠席を認めない。
- (2) 公用欠席は欠席時間に含まない。病欠は疾病に応じて対応するので診断書を添付して届け出を行うこと。
- (3) 欠席時間を次の通りポイントに置き換える。欠席日数 1 日を 1 ポイント、遅刻 1 回を 0.5 ポイント、早退 1 回を 0.5 ポイントとする。
- (4) 臨床実習期間中、13 ポイント以上の欠席者は臨床実習の評価から 5 点減じ、16 ポイント以上の欠席者は 10 点減じる。19 ポイント以上の欠席者は臨床実習の評価から 15 点減じ、歯科医学総合講義 5 の再試験の受験資格を与えない。
- (5) 欠席数の多い学生は、部長・科長会に報告する。
- (6) 欠席、遅刻、早退届けは早急にクラス担任主任に提出しなければならない。なお、連続して 3 日以上欠席する場合は、あらかじめ書面で必要事項を記入し欠席期間を報告しなければならない。

以 上

臨床実習（ペアポリクリ実習）について

1. 一般目標（GIO）

これまで学んできた基礎歯科医学・臨床歯科医学の実際を臨床実習に応用でき、かつ医療人としての倫理観の自覚をもてるようになるために、基本的な知識・技能・態度を修得する。

2. 行動目標（SBOs）

- ① 院内施設，機材等に関する取り決めを理解し実施できる。
- ② 引き継ぎ患者の背景を含めた診断情報を理解する。
- ③ 引き継ぎ患者と良好な医療関係を構築する。
- ④ コデンタルと良好な医療スタッフ関係を構築する。
- ⑤ ポートフォリオを作成する。
- ⑥ 自らの行動を医療関係学生として律することができる。

3. 実習方法・内容

① 実習時間

臨床実習（ポリクリ）日程表を参照

- ② 6年次生とペア実習を行う。
- ③ 6年次生と担当患者の治療計画の立案に参加する。
- ④ 6年次生の担当患者に対して必要に応じ見学・介補等を行う。
- ⑤ 実習内容についてはすべて担当指導医の指示に従うこと。

⑥ 出欠席調査

朝出欠席調査は8:35に202教室で行う（座席表に従い着席）。

4月の夕方の掃除・出欠席調査は6年生と同一班の配属先で行う

（ペアの6年生と同じ場所とは限らない）。

臨床実習（ポリクリ）について

一般目標（GIO）

診療参加型臨床実習を松戸歯学部附属病院で行うために必要な基本知識・技能および態度を修得する。

行動目標（SBOs）

各診療科の SBOs 参照

実施期間：令和6年4月2日（月）～4月22日（月）（日程表参照）

実施時間：保存科（歯内・修復） 9：55～12：30

その他の科 13：00～16：20

実施診療科および日数：

総合歯科診療科，放射線科，保存科（修復），保存科（歯内），歯周科，補綴科，

口腔外科，麻酔・全身管理科，小児歯科，特殊歯科

計 10 科全て 1 日ずつ

評価：各診療科が指定する評価，およびポートフォリオ（全診療科）

令和6年度 登院式・戴衣式 5年次修学・ポリクリガイダンス

修学及び学生生活上の諸注意・ガイダンス

日 時 令和6年4月1日(月) 午前9時00分 (5分前集合)

場 所 202教室

服 装 スーツに準ずる服装, マスク着用

登院式・戴衣式

時 間 午前11時00分 (集合10時45分, 再履修生は不参加でよい)

場 所 記念講堂, 服 装 スーツに準ずる服装, マスク着用

	時 間	担 当 者
資料配布	9:00~9:10	5年クラス担任
学生・院内生活上の諸注意	9:10~10:00	クラス担任副主任
	休 憩	
5年修学について	10:05~10:35	5年クラス担任主任
登院式・戴衣式準備	101教室 10:45集 合	
登院式・戴衣式	11:00~11:20	
総班長・班長の選出	11:30~11:50	クラス担任
	昼休み	同窓会白衣配布
ペアポリ	13:10~13:25	中山 洋平
歯周科	13:25~13:35	中山 洋平
総合歯科診療科	13:35~13:45	青木 伸一郎
放射線科	13:45~13:55	平原 尚久
保存科(修復)	13:55~14:05	庫川 幸利
保存科(歯内)	14:05~14:15	葉山 朋美
補綴科	14:15~14:25	石井 智浩
	休 憩	
口腔外科	14:40~14:50	山口 桜子
特殊歯科	14:50~15:00	林 佐智代
小児歯科	15:00~15:10	渡邊 千尋
麻酔・全身管理科	15:10~15:20	鈴木 正敏
ポートフォリオ	15:20~15:40	深津 晶
感染予防/医療安全	15:40~16:00	山口 秀紀
個人情報保護	16:00~16:10	クラス担任主任
	休 憩	
ペアポリ6年顔合わせ	16:20~	院内教育委員会, クラス担任
	顔合わせ終了後 解散	

ポリクリ シラバス

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：総合歯科診療科
担当教員名：内田貴之，青木伸一郎，遠藤弘康，青木伸一郎，岡本康裕，梶本真澄，前田紀香
実施場所： 総合歯科診療室
① ユニット課題 模擬予診
② 到達目標 (GIO) GIO：臨床実習において予診を適切に行うことができるようになるために，シミュレーション実習，学生相互実習を通して予診時の医療面接及び口腔内診査による情報収集の知識，技能，態度を修得する。
③ 行動目標 (SB0s) SB0s：① 患者の主訴を把握できる。 ② 患者の歯科的及び医科的既往歴を聴取できる。 ③ 患者の生活像を聴取できる。 ④ 基本的な口腔内診査を行うことができる。 ⑤ 聴取内容，診査内容を正しくカルテに記載できる。 ⑥ 診査の結果を説明できる。
④ 学修方法 (LS) 教員，学生のシミュレーション実習による医療面接及び学生同士の相互実習による口腔内診査
⑤ 評価方法 (EV) ・シミュレーションによる医療面接内容 ・口腔内診査実技試験
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 持ち物 ・赤青鉛筆 ・定規 ・筆記用具 実習参加の際に余分な荷物は持参しない。 実習には病院実習と同様に，必ず清潔な身なり，服装で臨むこと。 身なり，服装が適切でないと判断された場合は，実習は行わせない。

令和5年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：放射線科
担当教員名：金田 隆，平原 尚久，伊東 浩太郎，村岡 宏隆，徳永 悟士，小松 知広，大塚 航平，廣島 彰哉
実施場所：放射線科診療室
① ユニット課題 1) 口内法エックス線検査を行う。 2) パノラマエックス線検査を行う。 3) デジタルエックス線画像システムを操作する。
② 到達目標 (GIO) 歯科医師として顎顔面領域のエックス線撮影及び画像診断ができるようになるために、エックス線検査，エックス線撮影装置の取り扱い及び放射線防護を修得する。
③ 行動目標 (SBOs) 1) 口内法エックス線検査の術式及び撮影装置の使用方法を説明できる。 2) パノラマエックス線検査の術式及び撮影装置の使用方法を説明できる。 3) デジタルエックス線画像システムの操作ができる。
④ 学修方法 (LS) 1) 口内法エックス線検査 (二等分法) (1) 撮影装置，術式の説明 (2) 撮 影：撮影部位は指導教員が指示する。 (3) 口内法エックス線撮影の評価 2) パノラマエックス線検査 (1) 撮影装置，術式の説明 3) デジタルエックス線画像システムの操作 (1) HIS, RIS, PACS, DICOM の説明 (2) 画像処理：画像システムで画像処理を行う。症例は指導教員が指示する。 (3) RISを用いた読影：症例は指導教員が指示する。 (4) デジタルエックス線画像システムの操作の評価
⑤ 評価方法 (EV)：実技(70%)，筆記試験(20%)及び実習態度(10%)によって評価点とする。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 1) 参考図書 (1) 歯科放射線学実習書 (日本大学松戸歯学部放射線学講座編) (2) Q&Aで学ぶ歯科放射線学：SBOs講義 (学建書院) (3) 歯科放射線診断 teaching file 第4版 (砂書房) (4) 歯科放射線学 第6版 (医歯薬出版) (5) Case Based Review 顎口腔領域の疾患 (永末書店) 2) 実習上の諸注意 (1) 撮影実習は基本的に二人一組で行う。 (2) 診療室では通常の診療が行われているため，私語は慎むこと。 (3) 機器の取扱いには十分注意すること。

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：保存科（修復）
担当教員名：小峯 千明，内山 敏一，神谷 直孝，寺中 文子，庫川 幸利
実施場所：臨床実習室
① ユニット課題 歯の硬組織疾患の検査法(術前歯面清掃，透照診，擦過診，レーザー蛍光強度測定など)，修復前準備(歯間分離法，歯肉排除法)，象牙質知覚過敏の処置についての相互実習を実施する。
② 到達目標 (GIO) 保存修復処置の自験と診療介助が適切に実施できるようになるために，歯の硬組織疾患の検査法と修復前準備に関する知識，技能及び態度を修得する。
③ 行動目標 (SBOs) (1)治療部位に応じた適切なチェアポジションがとれる。 (2)術前歯面清掃ができる。 (3)歯の硬組織疾患の診断に必要な検査法の種類と特徴について説明できる。 (4)修復前準備の種類と特徴について説明できる。 (5)ICDASについて説明できる。 (6)エナメル質初期齲蝕への対応について説明できる。 (7)象牙質知覚過敏症への対応について説明できる。 (8)PPEを適切に装着して感染防護へ配慮し，安全で清潔な操作ができる。 (9)患者の痛みや不快感に配慮した操作ができる。
④ 学修方法 (LS) (1)ポリクリ内容に関連する歯科医師国家試験既出問題をプレテストとして実施する。 (2)相互実習は「術者」「患者」「介助者」の役割をローテーションして実施する。 (3)術前歯面清掃，透照診，擦過診，歯間分離法，歯肉排除法を相互で実施する。 (4)レーザー蛍光強度測定のデモを実施する。 (5)ポリクリ終了後にポートフォリオを作成して提出する。
⑤ 評価方法 (EV) (1)ポリクリ内容に関連した国試改変問題によるプレテスト成績(40%) (2)ポリクリ後のポートフォリオ記載内容による評価(60%) 以上を保存科（修復）ポリクリの成績とする。
⑥ 備 考（その他留意事項等） ※持参するもの <u>アイガード(必須)，清潔なタオル，筆記用具，デンタルフロス</u> ※事前学修項目(プレテストの出題範囲) <u>保存修復学第7版 p26～27，58～62，84～85，133～155を読み関連する問題を解く。</u>

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：歯内療法学
担当教員名：岡部 達, 神尾 直人, 鈴木 誠, 葉山 朋美, 深井 譲滋, 渡邊 昂洋, 石井 理裕, 倉持 光成, 古谷 (五明) 夏子, 田中 眞治, 小泉 郁佳, 森川 加菜
実施場所：3F臨床実習室
① ユニット課題 根管治療の前準備のためのラバーダム防湿の実施
② 到達目標 (GIO) 臨床実習における適切な歯内療法処置を行うことができるようになるために、相互実習を通じてラバーダム防湿法の基本的な知識、技能、態度を修得する。
③ 行動目標 (SBOs) (1) ラバーダム防湿法について患者に説明できる。 (2) ラバーダム防湿法の術式を理解し、安全に実施できる。
④ 学修方法 (LS) (1) 相互実習を行う。 (2) ラバーダム防湿を指定された歯に施す。
⑤ 評価方法 (EV) 評価シートにて評価する。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 歯内療法では初めての相互実習となるが、患者の気持ちになってお互い安全で確実な実習となるよう、予習を十分に行ってくること。

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：歯周科
担当教員名：小方 頼昌，中山 洋平，高井 英樹，山口 亜利彩，齋藤 由未， 武田 萌，勝又 剛，小林 諒，中川 就太，福岡 菜見子，細野 恒太， 山崎 真依，山崎 陽祐，守屋 叡，小鹿山 希，坂本 昌之，山田 憲
実施場所：臨床実習室
① ユニット課題 (1) 歯周精密検査 (2) 口腔清掃指導 (3) スケーリング (4) 歯周外科治療
② 到達目標 (GIO) 相互実習およびシミュレーション実習により，患者実習を行うために必要となる歯周治療を実施するための知識，技能，態度を修得し，総合的に歯周治療の基本を理解する。
③ 行動目標 (SBOs) 1) 歯周精密検査が実施できる。 2) 歯周精密検査表の記入ができる。 3) Plaque Control Record (PCR) を記入できる。 4) 歯周精密検査およびPCRの結果から適切な口腔清掃指導が実施できる。 5) スケーリングが実施できる。 6) 歯周外科治療で使用する器具の名称と使用方法を説明できる。
④ 学習方法 (LS) 3，4年次に使用した教科書（臨床歯周病学第3版，医歯薬出版）および歯周治療学実習書を再読，充分予習しておくこと。
⑤ 評価方法 (EV) 実技試験、口頭試問および筆記テストで評価を行う。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 歯周科の臨床実習に先立ち，以下の器具を滅菌した上で使用するのて，指定日の12時に歯周科診療室に集合する。その際、必ず以下の器具を持参する。 〔滅菌に出す器具〕：ミラー，ピンセット，探針（有鈎探針，ポケット探針），鎌型スケーラー（前歯部用1本，臼歯部用1本），グレーシーのキュレット型スケーラー〔#3/4（あるいは#3/4），#9/10（あるいは#5/6），#11/12，#13/14の4本〕

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：補綴科

担当教員名：小見山 道，伊藤 誠康，大久保 昌和，中田 浩史，石井 智浩，小出 恭代，鈴木 亜沙子，五十嵐 憲太郎，井上 正安，小川 晃奈，木村 純，古賀 麻奈花，佐藤 佳奈美，高野 光司，連記 真，古谷 佳輝，櫻井 萌絵，山崎 亜莉紗，藤井 あゆ，樽川 禅，小林 平，若見 昌信，鈴木 浩司，浅野 隆，飯田 崇，内堀 聡史，岩崎 正敏，生田 真依，岩田 好弘，三浦 千晶，服部 龍太，石井 優貴，吉田 一央，柳園 佑奈，山田 優太（順不動）

実施場所：2階診療室

① ユニット課題

診療ユニットの操作・治療介助（ビデオ学習＋相互実習）・タービンハンドピース操作（ビデオ学習＋相互実習）・概形印象採得・テンポラリーセメント練和

② 到達目標（GIO）

補綴診療の見学・介助・実施を適切に行うために必要な基本的な知識、技能及び態度を修得する。

③ 行動目標（SB0s）

1. 診療ユニットを安全に操作することができる。
2. 診療介助時にバキュームを用いた効率的な吸水をすることができる。
3. 診療介助時にバキュームにより治療の安全を高めることができる。
4. 患者の苦痛に配慮した診療介補・補綴治療を行うことができる。
5. 術者が効率的に診療できるように配慮した診療介助を行うことができる。
6. タービンヘッドを口腔内で適切に操作することができる。
7. 適切な既製トレーを用いて概形印象を採得することができる。
8. テンポラリーセメントの練和ができる。

④ 学修方法（LS）

自学自修並びに実習

⑤ 評価方法（EV）

小テスト・観察記録・レポート

⑥ 備考（その他留意事項等）

事前にバキューム操作のビデオを閲覧しておくこと。

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：口腔外科

担当教員名：

大峰 浩隆，田中 茂男，濱野 美緒，山口 桜子，飯塚 普子，野田 一，
芹澤 多恵，伏見 習，鈴木 麻由，伊澤 万貴子，赤木 南美，林 國雄

実施場所：口腔外科外来，臨床実習室

① ユニット課題

- 1) 口腔外科診療を理解
- 2) 清潔域と不潔域の区別を理解
- 3) 手指の消毒法の修得
- 4) 滅菌手袋の装着
- 5) 伝達麻酔・浸潤麻酔の方法を理解
- 6) 浸潤麻酔の相互実習

② 到達目標 (GIO)

口腔外科の処置を行うために必要な基本的知識，技能，態度を修得する。

③ 行動目標 (SBOs)

- 1) 口腔外科外来診療室の書類・薬剤・器具の配置と外来診療の流れを理解する。
- 2) 口腔外科外来診療室で使用する器材の保管場所を確認し，その使用法が説明できる。
- 3) 適切な手指の消毒と滅菌手袋の装着が実施できる。
- 4) 適切な口腔内消毒が実施できる。
- 5) 各種麻酔法を理解し，浸潤麻酔を実施する。

④ 学修方法 (LS)

- 1) 口腔外科外来する患者の診療の流れを見学する。
- 2) 指導医のもと手指の消毒，滅菌手袋の装着及び口腔内消毒を行う。
- 3) 指導医のもと歯科用局所麻酔注射器，局所麻酔薬（オーラ注カートリッジ），注射針を使用し，浸潤麻酔及び伝達麻酔を相互実習する。

⑤ 評価方法 (EV)

口頭試問，実習態度を総合的に判断して最終評価とする。

⑥ 備考 (その他留意事項等)

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：小児歯科
担当教員名： 清水武彦、清水邦彦、岡本 京、伊藤龍朗、根本晴子、渡邊千尋、岡田裕莉恵、木村奈緒、秋鹿ゆい、海老原春花、加藤早紀、太田雪菜、指田もも子、安蒜裕介、富本菜月、皆川莉那、宮坂理紗、小口恭徳、谷 貴仁
実施場所： 臨床実習室および小児歯科診療室
① ユニット課題 1. 断髄の介補を行う。 2. フッ化物歯面塗布を行う。
② 到達目標 (GIO) 小児の歯科治療および口腔疾患の予防を行うために基礎的な知識、技能、態度を身につける。
③ 行動目標 (SBOs) 1. 断髄法の介補を行うことができる。 2. フッ化物歯面塗布ができる。
④ 学習方法 (LS) 相互実習または顎歯模型を用いた実習を行う。
⑤ 評価方法 (EV) 小試験と別紙の評価表に記載した事項に従い評価を行う。 (小試験30%、断髄介補30%、フッ化物歯面塗布30%、実習態度10%)。
⑥ 備 考 (その他留意事項等) 臨床実習室に集合後、小テストを行う。小テストは断髄の手順と小児期の歯内療法に関する基本的な問題を出題する。 ノート、筆記用具を持参すること。 実習場所が狭いため、教科書など参考図書を持ち込みはせず、事前に必要事項は覚えてくること。

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：麻酔・全身管理科

担当教員名：

山口 秀紀, 卯田 昭夫, 下坂 典立, 鈴木 正敏, 竹森 真実, 辻 理子,
吉崎 里香, 佐々木 貴大, 古賀 悠太, 戸邊 玖美子, 福田 えり,
濱田 兼士朗, 溝谷 萌, 三原 唯華

実施場所：後日提示

① ユニット課題

- (1) モニタリング
- (2) 血管迷走神経反射および過換気症候群の対応
- (3) 救急蘇生の手順と注意点
- (4) 車椅子移乘法

② 到達目標 (GIO)

- (1) 歯科治療を安全に行うためまた全身的偶発症発現時の緊急対応ができるように生体情報モニタの使用方法を習得する。
- (2) 歯科治療時に起こりやすい血管迷走神経反射および過換気症候群についてバイタルサインの変化やその対応について習得する。
- (3) 救急蘇生法の手順について復習する。
- (4) 車椅子と歯科用ユニット間での安全な移動方法を修得する。

③ 行動目標 (SBOs)

1. 歯科治療時における生体モニタリングの意義とその方法を説明できる。
2. 生体情報モニタを用いバイタルサインを測定できる。
3. 血管迷走神経反射の特徴を説明できる。
4. 血管迷走神経反射発症時の対応について説明できる。
5. 救急蘇生法の手順や注意点について説明できる。
6. 肢体不自由患者の車椅子からユニットへの移乗時の注意点を説明できる。
7. 肢体不自由患者の車椅子からユニットへの移乗の介補ができる。

④ 学修方法 (LS)

ビデオ、スライドおよびデモの見学・相互実習・筆記試験

⑤ 評価方法 (EV)

実習中の態度および実技の習熟度について評価表を用いて評価。また、筆記テストの実施。

⑥ 備考(その他留意事項等)

- ▶ 事前に実習書を配布するので、予め熟読すること。
- ▶ 帽子・マスクは午前中に使用したものをを使うこと。
- ▶ フェースシールドは各自持参すること。

令和6年度 臨床実習 ポリクリ(4月)

診療科名：特殊歯科

担当教員名：野本 たかと，梅澤 幸司，林 佐智代，遠藤 眞美，地主 知世，矢口学，
江口 采花，白田 翔平，三枝 美穂，甘利 拓哉，野村 宇稔，櫻井 隼，
小室 慶太

実施場所：特殊歯科診療室，教室後日指示

① ユニット課題

映像から特殊歯科における診療の流れ，臨床で重要となる障害について理解を深めた上で，特殊歯科診療室の見学を行い，障害に対する配慮，工夫，接応について確認する。
さらに，これらの情報を整理するためにグループ討議を実施する。

② 到達目標 (GIO)

障害児・者の歯科治療を適切に実践するために，必要な基本的事項及び診療の流れを理解する。

③ 行動目標 (SBOs)

- 1) 各障害の全身像・口腔内の特徴を説明できる。
- 2) 特殊歯科の診療の流れを説明できる。
- 3) 口腔内チャートの記載ができる。
- 4) 行動調整法を説明できる。
- 5) グループ討議が実践できる。

④ 学修方法 (LS)

- 13:00-13:05 プレテスト
- 13:05-13:10 オリエンテーション
- 13:10-13:50 映像供覧
- 13:50-14:10 診療室の見学 (前半)
口腔内チャートの記載法の説明及び実施 (後半)
- 14:10-14:20 休憩及び入れ替え
- 14:20-14:40 診療室の見学 (後半)
口腔内チャートの記載法の説明及び実施 (前半)
- 14:45-15:00 テーマ抽出
- 15:00-16:00 グループ討議
- 16:00-16:20 課題レポートの説明・評価・総括

⑤ 評価方法 (EV)

出席を原則とし，実習時の態度及び行動目標の達成度，実習後の課題レポートを総合的に判断し評価する。

⑥ 備 考（その他留意事項等）

1. 実習時の注意

- 1) 映像供覧では私語を慎む。
- 2) グループ討議では積極的に発言する。

2. 実習時の服装・身だしなみ

- 1) 院内実習で定められた服装・身だしなみに準ずる。
マニキュア指輪，ピアス，イヤリング，腕時計，香水，カラーコンタクトを禁止する。
- 2) マスク，帽子，フェイスガードを着用する。
- 3) 長髪はまとめ髪にすること。

3. 実習前に臨床実習シラバスと特殊歯科マニュアル（別途配布）を十分に理解しておく。

★ 課題レポート

実習後に以下の課題を課す。原則としてポリクリ実施**2週間後の正午**に特殊歯科内の提出棚に班長がまとめて提出する。

- 1) 障害者基本法の概要について調べよ。
- 2) 障害者総合支援法について調べよ。
- 3) ICF（国際生活機能分類）について調べよ。
- 4) 脳性麻痺・筋ジストロフィー・知的能力障害・自閉スペクトラム症
Down症・感覚器障害（視覚・聴覚障害）・循環器障害（心疾患・高血圧）
脳血管疾患・てんかん・精神障害（認知症・うつ病・統合失調症・心身症）
について定義，特徴，口腔内の特徴，歯科治療時の注意点についてまとめること。
- 5) Four Handed Dentistryについて調べよ。
- 6) 参考文献を記載すること。
- 7) 感想記を記載すること。

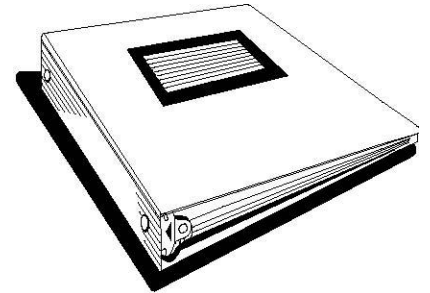
1. ポートフォリオ (Portfolio) とは？

ポートフォリオとは、

“where the terms signifies a purposeful collection of work”

“A portfolio is a collection of papers and other forms of evidence that learning has taken place” Strecher 1998
Davis et al., 2001

と、定義されています。すなわち、あなたの学習過程全てにおいて、学習の根拠となる全ての情報を網羅する、一冊のファイルのことです。学習過程とは、院内における診療業務、マネジメント業務のみならず、他職種との連携、様々な学習活動(ワークショップやFaculty Development, 講習会など)、自己学習や、学習の一環として院内で行われる全てのプロセスを含みます。また院外においては、その他各種講習会、勉強会への参加など、個人レベルから施設レベルまでの様々な学習活動を含みます。これらの過程において生じる学習体験は、人それぞれで大きく異なるでしょう。また、教育目標に到達するプロセスも個人により違いがあるのは当然です。人それぞれ得意とする分野や苦手な領域も必ず存在します。これらの過不足を自ら分析し克服していく活動は学習行動そのものであり、歯科医師として生涯、健康科学に携わる皆さんが、必ず身につけておかねばならない能力の一つです。これらの学習過程において生じるあらゆる学習の「証」を、一冊のファイルに綴じていく作業からポートフォリオは始まります。



ポートフォリオに含まれねばならないもう一つの重要な情報は、学習者自身による自己の学習経験に対する批判的な「振り返り」です。日々の学習過程において生じる様々な出来事は、単なるその場限りの「些細な出来事」として見過ごされる可能性があります。しかしながら、医療現場におけるあらゆる事象は、全て重要な意味を持つものであり、あなた自身の歯科学生としての成長を促す要素が必ず含まれています。ともすれば、いつの間にか忘れ去られて行くであろうこれらの出来事を克明に記録し、日々自己の行動および思考を振り返る作業は、医療従事者としての成長過程に重要な意味を持つに違いありません。もちろん、日々の出来事を振り返り、批判的に思考し、それを文字に置き換えていく作業は、人によっては取り組みにくく映る場合もあるでしょう。ですが、多くの事例では、参加者の大半は楽しんで取り組めたと報告されており、事実、実際の作業はそれほど大変なことではありません。むしろ常に自己の成長を監視できる体制を整えておくことは、他の誰よりも自分自身にとって最もメリットのあることです。臨床実習を終えたとき、自分自身の成長記録が一目でわかるファイルを持つということは、その後の進路を考える上でも貴重な財産となり、第三者にとっても容易に成長過程が認識できるでしょう。

ポートフォリオは以上のように、自己の学習過程における学習の「証」の積み重ねと、それに付随する学習者の振り返りが主な要素ですが、これを作成する目的はあくまで「評価」です。「評価」とは、自己の振り返りを主体とした「自己評価」と、第三者による「学習評価」の双方の意味を含みます。したがって、ポートフォリオは院内教育委員会により毎週観察され、学習過程における「形成的評価」の一資料として活用されるとともに、臨床実習終了時には終了判定の資料として活用される「総括的評価」の重要な因子となります。これらの過程では、実際の行動とポートフォリオの内容との整合性が確認され、実際の学習が達成されたかどうか、予め設定されている学習目標の達成度を、第三者を含めた評価者により定期的に検討されます。そして必要に応じてフィードバックを行う機会が

設定され、教員とのやり取りを自由に行える環境が設定されます。このようなプロセスは、自己の学習活動の改善に向けた重要なきっかけを得る場であり、この機会を最大限に利用する必要があるでしょう。

ポートフォリオは、いわば” *Assessment Through Learning*” であり、かつ” *Learning Through Assessment*” という、両面を有しています。言い換えれば、全ての学習活動が評価対象であり、学習者を360度全方面から観察、測定しようとする手法です。従来のような試験、実習ノート記録などでは評価できない、あなたの学習者としての本質を評価するためには、あなた自身の積極的な係わり合いが求められています。“片意地張らず”に、“自然体”で、取り組みましょう。まだ見ぬあなたの新しい一面が、見えてくるかもしれません！

2. ポートフォリオには何を綴じる？

ポートフォリオには、主に二つのパートから構成されます。一つは、自己の学習過程における学習の「証」の集積であり、これには様々なもの（書類、電子媒体、ビデオテープなど）が考えられます。基本的に学習行動の「証」であればなんだって構いません。しかしながら、闇雲に綴じていけば、まとまりの無い極めて曖昧な“情報の塊”と化してしまいます。そのため、情報の取捨選択には細心の注意が必要です。二つ目は、自己の振り返り記録です。これは予め所定のフォーマットがあるため、これに準じて記載します。

以下に、ポートフォリオに綴じこむことが推奨される内容の一例を示します。

- 1) 日常の学習活動における振り返り記録・・・必須項目
- 2) 自己の関わった診療記録の抜粋（自己のコメントが加わったもの）
- 3) 症例検討資料および質疑記録
- 4) 患者マネージメント学習記録および作成したマニュアル等のプロダクト
- 5) 各種CPCや講習の記録（自己のコメントが加わったもの）
- 6) 各種試験結果（OSCE、テーマ別講義、フィードバック内容も含む）
- 7) その他、院外の学習活動記録と振り返り（学会、講習会、セミナーの参加証など）

（但し、患者の個人情報の取り扱いについては十分注意してください。）

必ずしも、これらに縛られる必要はありません。上記は一般的に考えられる内容の例ですが、歯科学生としての自己の成長に密接に関連した出来事の記録であれば、日常生活における活動を含めて、どのようなものを綴じても構いません。ただし、最終的には、綴じこまれている内容物の種類について評価が行われますので、十分吟味する必要があります。

3. 振り返り *Self Reflection* とは？

「振り返り」とは、学習や専門性の開発における一つのアプローチ法です。皆さんが日常の経験や思考から得た新たな概念を、あなた自身が既に有している経験や知識と統合して新たな視点、概念を見出す活動であり、自分自身を批判的に観察し、自己の潜在的な

側面を深く洞察する必要があります。すなわち、「振り返り」を行うためにはある種の「技能」と「態度」が要求されます。

「振り返り」を行うためには、自分自身の活動を正確に記憶し、その際自分の取った行動や思考の変化などを、再度考え直す「技能」が必要になります。改めて考え直す作業は、深い思考を必要とし、精度の高いものでなくてはなりません。また最終的には、それらの思考過程を各種媒体へアウトプットするわけですが、あやふやな思考では実際に表現することは出来ません。そのため、筋道の通った体系的な思考が要求されます。

一方、「振り返り」を行う際に欠かせない「態度」とは、自分自身に「正直」になるということです。一口に「正直」といっても、なんでもかんでも記載すれば良いというものではありません。あくまで医療を志す者としての成長に関わる自分の周囲で起きた事象について、自分の行動や思考、感情に「正直」に対応するという意味で、ある程度の用心深さ、慎重さは必要になります。すなわち、自分のおかれた状況や自分が経験した事柄などに対して、前向きな姿勢で思考し、興味を持って対応するという「態度」が要求されることとなります。

では、具体的に何を振り返ればよいのでしょうか？日常の研修において起こった出来事を再度見直し、分析し、批判的に思考し、自身の有する情報、技能と照らし合わせた上で、将来起こるであろう出来事に備えるためには、以下のような項目が考えられます。

- * 何を学んだか？
- * さらに何を学ぶべき
- * そのためには、どうすれば良いか
- * その改善は、効果的に行われたか？

「振り返り」は、あらかじめ所定の書式が設定しており、Monthly Self ReflectionとDairy Self Reflectionの二種類があります。Monthly Self Reflectionは、毎月一枚必ず記載するものであり、当該月における学習活動の中で印象に残っている出来事について記載してください。またDairy Self Reflectionは、Monthly Self Reflectionの記載事項以外で、特に印象深かった出来事について記載してください。いずれも、「事実」および「振り返り」の二項目からなり、十分な思考に基づき記載するようにしてください。

なお、「振り返り」は、電子媒体を使わず、必ずしも筆記用具を用いて自分自身で記載するようにしてください。「書く」という作業は、感情を伴う思考の中から必要な情報を分離し、付随する感情そのものも明確にすることができる上、自分の解釈の中から真実を導き出す可能性も秘めており、精度の高い思考を促す上で多大な効果があります。

4. ポートフォリオのボリュームは？

闇雲に何でもかんでも綴じ始めると、書類は際限なく膨大な量となってしまいます。そのため、ポートフォリオに綴じることのできる量(提供したファイル)を予め設定しています。この規定に従い情報を精選していく作業は、自己の学習を詳細に分析し、批判的に振り返ることを促し、自己の成長過程において重み付けが決定される、重要なプロセスとなります。もちろん、最終的に含まれる内容の量についても評価の対象となっているため、

十分検討して綴じていく必要があります。

5. ポートフォリオに用いる事のできる媒体は？

ポートフォリオの語源は「紙媒体の集積」を意味しています。すなわち、学習課程に生じる様々な情報を全て紙媒体で記録、保存することが、本来のポートフォリオの姿です。これは、情報の速やかな検索を可能にし（瞬時に全体が見渡せる）、情報の正真性が保たれるなど多くの利点があります。しかしながら、多くの資源（紙など）を必要とする、保存しにくい、コストがかかる、などの不利な点もあり、一部の領域ではe-Portfolio（電子媒体によるポートフォリオ）も普及し始めています。両者にはそれぞれ一長一短あり、どちらが良いと一概に決めることは出来ませんが、本実習では伝統的な紙媒体によるポートフォリオをベースとします。もちろん、各人の集めてくる情報には、電子媒体（FDやCD-Rなど）やビデオテープ、音声記録などの場合も存在するでしょう。そこで、これらについては情報の内容を別紙リストに記載し、内容について各自がわかるよう明記するようにしてください。また、評価の際、全ての情報が容易に閲覧できる必要があるため、特殊なフォーマットや媒体の使用は認められません。具体的にはその都度院内教育委員会に相談して下さい。

6. ポートフォリオにおける個人情報の取り扱い？

ポートフォリオでは、その内容を作成していく皆さんの、学習過程の全記録であり、その構築過程における所有権は、皆さん自身に帰属することになります。しかしながら、ポートフォリオの作成目的は、あくまで「評価」であるため、院内教育委員会に関わる教員に閲覧される可能性があることは、予めご承知おきください。一方、ポートフォリオに含まれる各種情報は、皆さんの学習過程の正確な記録、という前提はあったとしても、患者の個人情報に関わる情報については、取り扱いに十分配慮をする必要があります。患者氏名はポートフォリオに原則記載しない、診療情報に関わる内容については守秘義務を厳守し、漏洩等に十分配慮をする、など、医療者としての基本的な心構えが必要です。

7. ポートフォリオの正真性、信頼性

ポートフォリオに綴じていく様々な情報は、個々の学習行動を忠実に表現し、それを裏付ける「証」である必要があります。そのため、全ての情報は、作成者の現実の経験や思考に基づき構築されなければなりません。一方で、e-Portfolioの使用において、ファイルの単なるコピーによる他人の経験の模倣、あるいは搾取などがしばしば問題となっています。また、そこまで無いにしても、他人（同僚）の行動や思考を模倣することは、学習過程において必ずしも最大の効果を得ることの出来る行動とはいえません。そこで、本実習では、ポートフォリオの正真性を確保し、学習評価の一指標としての使用に耐えうるよう、院内教育委員会により構成される担当者による内容の定期的な検討を実施し、実際の研修実態との整合性について常時観察していきます。また必要に応じて、担当者により内容に関する意見聴取が行われる可能性があります。一方、不正行為が発覚した際は、院内教育委員会における審議に基づき、規定に従った対応を取ることになります。

8. ポートフォリオ作成過程における支援体制

ポートフォリオ作成過程において、これまで気付かなかった様々なアイデア、多様な視点、日々着実に進歩していく自分自身の成長が見えてくるでしょう。一方で、様々な問題や難題にぶつかることも想定されます。ポートフォリオ評価に関わらず、あらゆる臨床実習に関する皆さんの支援体制は、院内教育委員会委員および各診療科担当歯科医が担当しています。日常の学習生活における些細な問題から私生活にいたる課題まで、皆さんの臨床実習を実施する上で関連すると考えられる問題は、遠慮なく身近な院内教育委員会委員に相談してください。有用なアドバイスが得られるはずです。

9. ポートフォリオ作成および評価の手順

ポートフォリオの作成及び評価におけるスケジュールは、おおよそ以下の通りです。

1) ポートフォリオの作成

① 目標シート・目標書き出しシートの記載

充実した臨床実習を送るためのビジョンや目標そしてゴール（実習終了時になっていたい姿など）を記載する。また、掲げたゴールに到達するために必要な具体的な目標を記載する。

② 毎日の振り返りの記載

毎日の臨床実習で学んだことや感じたことなどを記載する。終業時の出欠席確認担当者が前日の記載があれば当日の欄に検印（記載確認印）をする。

③ 今週の振り返りの記載

その週の中で1番印象に残った事や考えた事について、そこで感じたこと、起きた原因、学んだ事、自分に対しての影響、さらに掘り下げて確認した事などを詳細に記載する

④ 成長ポートフォリオの記載

臨床実習終了時に1年間を振り返り、自分の成長や実習開始時に記載したゴールに対する自己の達成度を記載する。

2) 提出物

① 目標シート・目標書き出しシート提出 ⇒ 4月中旬から5月上旬

② 毎日の振り返り・今週の振り返りの提出 ⇒ 前週記載分を毎金曜日

③ 成長ポートフォリオの提出 ⇒ 5年臨床実習終了時

3) 評価

① 5年生 ⇒ 毎日の振り返り・今週の振り返りの提出状況、内容と成長ポートフォリオの内容で評価する

② 6年生 ⇒ 毎日の振り返り・今週の振り返りの提出状況、内容で評価する。

*本資料は、広島大学病院 小川哲次先生の好意により戴いたものを改編しました。

各 位

病院長

病院内ならびに診療室内における服装・装備（PPE）等について

平成 19 年度施行の改正医療法において、医療安全対策と院内感染対策に関する事項が法制化され、近年の保健所の医療法第 25 条に基づく保健所の立入検査（いわゆる医療監視）において、医療安全ならびに院内感染に対する各医療機関の取組みに関して、厳しい評価が行なわれてきています。

また、一方で、新型インフルエンザ、インフルエンザ、ノロウイルス等の医療機関内発生事例に対する社会的評価は厳しさを増してきております。

こうした状況に鑑み、以下の基本的な考え方に基づいた医療安全管理委員会における検討を踏まえつつ、より安全な医療環境の確保と、より高度な院内感染対策の推進に向け、医育機関であり地域の中核医療機関である当院における服装・装備（PPE）等を以下の通り決めました。

なお、今後は、以下の事項を当院の「医療安全管理マニュアル」および「院内感染対策マニュアル」に遵守事項として記載いたしますので、教員、職員（臨床研修医を含む）、学部院内生、歯科衛生専門学校生のいずれにおいても、規定を遵守頂くよう御願いたします。

【基本的考え方】

- 医療機関内は様々な物質により汚染され、医療従事者のみならず患者も様々な感染要因に曝されていることを認識する。
- 歯科治療は、基本的に外科処置であるため PPE（Personal Protect Equipment 個人防護用具）を装着し、必要に応じマキシマムプリコーションを徹底する。
- 院内感染対策については、標準予防策の難しさを踏まえつつ、その徹底を目指す。
- 患者のため、自身のため、同僚のため、家族のため、誰かのためという認識を持ち、「院内に持ち込まない」「院外に持ち出さない」を徹底する。

【頭部】患者への毛髪や頭皮の落下防止と飛散物質への曝露対策。

- ・ 頭髪は、男女・診療科を問わず、問診時を含み診療室内では、長い場合はゴム等で束ねまとめる。
- ・ 治療中は、束ねた髪を丸めキャップ内に納める。ゴム等で束ねられない長さの場合は、帽子またはシャワーキャップなどを用いて、極力その内部に納めるようにする。なお、イヤリング・ピアス等は、診療に際しては必ず外すこと。

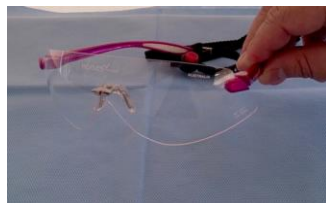
【顔面】 切削物質からの防護と眼球粘膜等からの感染防止

- ・ 治療中は、体液や切削物の飛散から目を防護するため、フェイスガード、アイガード、ガード付拡大鏡などを使用する。アイガードは支給しないので各自で用意すること。

※ 眼鏡は飛散物から完全に目を保護できないことに注意。



フェイスガード



アイガード



ガード付拡大鏡

- ・ 医療従事者と患者との相互の呼吸器感染症（口腔咽頭常在菌を含む）等による感染を防止するために、治療時はマスクを着用する。なお、インフルエンザやノロウイルス等への対応のため、毎年11月から翌年2月末日までの間、病院内では受付担当者も含み医療従事者が感染源とならないよう常時マスクを着用する（同時期は趣旨を説明した患者用ポスターを院内各所に掲示）。なお、マスク装着時は、顎マスクや鼻出しなど医療従事者として不適切な装着は厳に慎むこと。

【手・腕】 飛沫や切削などにより浮遊し衣類に付着する菌の存在を意識する。

- ・ 手指衛生を徹底するために手洗い（40～60秒）、擦式による（20～30秒）を正しく行なう。※各手洗い場に掲示のポスターを確認すること。なお、診療に際しては、菌の温床となる腕時計・指輪は必ず外すこと。
- ・ 治療中は手袋を必ず装着（患者毎に必ず交換）する。交換の際の着脱法は汚染部位を避けるよう正しく行なう。
- ・ 病院内のすべての環境表面は汚染されていることを前提とし、環境表面から医療従事者を介した汚染を低減させるため触れる回数は、最低限を心が

ける。※特にユニットのライト、操作スイッチ、電子カルテキーボード、ブラケットテーブルハンドル、印象コーナー周辺等は、使用後に必ずアルコール清拭を行なうこと。

- ・ 下着・肌着類を白衣袖口から出さないよう、着用する場合は半袖とし、長袖の肌着の着用は禁止する。

【足】

- ・ 履物は、男女・診療科を問わず、汚染された器具での刺傷事故（感染）防止と、災害時の避難（避難経路上にガラスや金属等の破片が飛散）状況によっては長時間・長距離の移動もあり）を想定し、指、甲、踵を防護できるようシューズタイプとする。サンダルやクロックス（医療用クロックスを含む）は禁止する。

【その他】

- ・ 診療用白衣は汚染されていることを認識し、また講座教室等へ汚染物質を極力持ち込まないため、病院内において診療用白衣に併せニットやフリース類の着用を禁止する。止むを得ず寒暖調節が必要な場合はロング白衣を着用する。

個人情報保護方針

日本大学松戸歯学部附属病院

病院長

日本大学松戸歯学部附属歯科病院（以下、当院という。）は、患者様の個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、教職員、学生及び関係者（以下、教職員等という。）に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1 個人情報の収集・利用・提供

医療機関としての診療の内容と規模ならびに教育研究機関としての特性を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する規則を定め、これを遵守します。

2 個人情報の安全対策と教育

当院は、個人情報保護の重要性について、教職員等に対する教育啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3 個人情報の保護に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する日本国の法令・ガイドライン及びその他の規範を遵守します。

4 継続的改善

当院は、以上の活動を実施するに当たり、個人情報保護を適切に維持するための規則を策定・運用し、運用状況について定期的に確認し、これを継続的に見直し、必要に応じて改善して行きます。

当院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長

個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口

電話：047-360-9511

患者様の個人情報について

日本大学松戸歯学部附属病院
病院長

日本大学松戸歯学部の附属機関であります当病院では、取得した患者様の重要な個人情報を含む医療に関する記録を、医療機関としてだけでなく教育研究機関として、下記のとおり所定の目的に利用させていただきたいと思っておりますので、患者様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 患者様の個人情報は、各種法令に基づいた院内規程を守ったうえで下記の目的に利用されます。

① 当病院での利用

- (1) 患者様がお受けになる医療サービス
- (2) 医療保険事務
- (3) 患者様に関係する管理運営業務(入退院等の病棟管理, 会計・経理, 医療事故に関する報告, 医療サービスの向上)
- (4) 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

② 当病院および日本大学松戸歯学部での利用

- (1) 歯学系教育
- (2) 症例に基づく研究(研究活動については関連する法令や倫理指針等を遵守いたします。)
- (3) 外部監査機関への情報提供

なお、これらの利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力いたします。

③ 他の事業者等への情報提供

- (1) 他の病院, 診療所, 助産所, 薬局, 訪問看護ステーション, 介護サービス事業者等との医療サービス等に関しての連携
- (2) 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
- (3) 患者様の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- (4) 歯科技工や検体検査業務の委託その他の業務委託
- (5) 患者様のご家族への病状説明
- (6) 医療保険事務(保険事務の委託, 審査支払機関へのレセプトの提出)
- (7) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (8) 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- (9) 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- (10) 歯科医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体, 保険会社等への相談又は届出等
上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。

2 上記利用目的以外に患者様の個人情報を利用する場合は、個別に患者様の同意をいただくことといたします。

3 患者様の個人情報については次の権利があります。

- ① 患者様は所定の手続きのうえ、自己の個人情報の開示を請求することができます。
- ② 患者様は開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きのうえ、訂正を請求することができます。
- ③ 患者様は自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きのうえ、自己の個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができます。
- ④ なお、患者様からの上記ご請求については必ずしも応じられない場合がありますので、ご留意願います。

4 当病院での患者様の個人情報の取扱いに関する詳細については、下記にお問い合わせください。

以 上
当病院における個人情報の管理者及びお問合せ先
個人情報保護管理責任者 病院長
個人情報に関する問合せ先 患者様相談窓口
電話:047-360-9511

日本大学松戸歯学部付属病院 個人情報保護内規 概要(抜粋)

【教職員等の責務】

(第9条) 教職員等(教職員・学生及び委託契約等に基づき当院施設内で当院の業務を行う者)は、関連する法令、この内規等の定め並びに保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

【個人情報保護体制】

1. 統括責任者(個人情報保護管理者) : 病院長(管理課)
2. 各科・各部署等の保護担当者 : 各科・部署等の責任者
3. 委員会 : 付属病院個人情報保護委員会(委員長:病院長)

【個人情報の適切な取扱い】

【**収集の開始等**】: (第10条) 業務として個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。また、すでに承認を得ている事項を変更しようとするときは、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者に届け出て承認を得なければならない。

【**保有個人情報の保有の制限等**】: (第11条) 業務として個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限られ、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

【**利用目的の明示**】: (第12条) 本人から直接書面(電磁的記録を含む)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(*院内掲示板、ホームページで掲示中)

【**適正な取得**】: (第13条) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

【**正確性の確保**】: (第14条) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が正確かつ最新の内容に保たれるよう努めなければならない。

【**教職員等の義務**】: (第16条) 業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【**利用及び提供の制限**】: (第17条) 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

【**アクセス制限等**】: (第19条) アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

【**複製等の制限**】: (第20条) 業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保有個人情報の複製、送信、記憶媒体の外部への送付又は持出し等の行為については、保護管理者の指示に従い行う。

【**媒体等の管理**】: (第21条) 保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体等を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは施錠等を行う。

【**廃棄等**】: (第22条) 保有個人情報が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

* (紙類はメモ用紙含めシュレッダー処理、フロッピーディスク・CD等は粉砕、USBメモリ等はデータ消去ソフトで消去)

【**取り扱い状況の記録**】: (第23条) 保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、保有個人情報の利用及び保管等の取り扱いの状況について記録する。

【**安全確保上の問題への対応**】: (第30条) 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合、その事実を知った教職員等は、速やかに保護担当者および保護管理者に報告する。

日本大学松戸歯学部付属病院 病院情報システム運用管理内規 概要(抜粋)

【病院情報システム】

(第2条) 病院情報システムとは、電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する臨床検査、放射線、医事及び物流等の各部門システムならびに電子カルテシステム及び各部門システムに接続する診療科、センター、各室、事務部門(以下、各部署等という。)の接続機器のことをいう。

運用の基本原則

1. 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
2. 病院情報システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、当院個人情報保護内規に則り、患者の個人情報を保護する。
3. 病院情報システムへのコンピュータ・ウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。
4. ソフトウェアのインストールや機器あるいは記憶媒体の接続等、許可なく病院情報システムの内容や構成を変更してはならない。

【病院情報システムの管理体制】(第3条)

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 1. 病院情報システムの管理責任者(システム管理責任者) | : 病院長(管理課) |
| 2. 病院情報システムの運用責任者(運用責任者) | : 医療情報管理部長(オペレータ室) |
| 3. 各部門システム及び各部署等の運用責任者(部門責任者) | : 各科・部署等の責任者 |
| 4. 委員会 | : 電子カルテ委員会 |

【利用者】

(第8条) システム管理責任者(病院長)が利用を許可した者

利用者の責務

1. 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者は、病院情報システムを使用する際に必ずID及びパスワード等(以下、パスワード等という。)により自己の認証を行うこと。
 - (2) 利用者は、パスワード等を他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でパスワード等を管理してはならない。
 - (3) 利用者が正当なパスワード等の管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その利用者が責任を負う。
 - (4) 情報入力に際して、確定操作(入力情報が正しい事を確認する操作)を行って入力情報に対する責任を明示すること。
 - (5) 与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
2. 病院情報システムから情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、事前にシステム管理責任者の許可を得なければならない。ただし、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者あるいは患者本人の承諾を得て患者家族あるいは第三者に提供する情報はこの限りではない。
3. 病院情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。
4. 利用者が病院情報システムの利用資格を失った場合及び利用しなくなった場合並びに利用状況に変更があった場合には、運用責任者及び部門責任者に速やかに報告しなければならない。
5. 利用者は、運用責任者が実施する運用指針及び安全性についての研修を受けなければならない。また、運用責任者からの運用及び安全性に関する通知を理解し、遵守しなければならない。
6. 利用者は、許可なく、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。*(個人情報内規より)
7. 利用者は、端末使用に当たって、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて病院情報システムからログオフを行うことを徹底する等の措置を講ずる。*(個人情報内規より)

学生番号 _____ (院内番号) _____

氏 名 _____